

身につけよう 交通ルールと ヘルメット ～自転車を安全に利用しよう～



名古屋駅前



中村警察署
052-452-0110
名古屋駅交番



自転車は身近な交通手段であり、こどもから高齢者まで幅広い年齢層に利用されています。

そのため、自転車利用者が交通そのものを知らなかったり、たとえ知っていても自転車に乗っているときは、ルールを守る意識が低くなる傾向にあるように思われます。

自転車は「**車両**」です。

歩行者とは違い、自動車と同じように法律で定められた交通ルールを守る義務があり、ルールを守らなかった場合には罰則を科せられることもあります。

自転車は乗り方によっては、相手にけがをさせる凶器になります。万一相手にけがをさせてしまった場合には、刑事責任を負ったり、賠償責任を求められたりする可能性もあります。

自転車安全利用五則を始めとする自転車の交通ルールを正しく守りましょう。

自転車の保険加入は義務！！

自転車損害賠償責任保険等への加入(義務)
自転車乗車用ヘルメットの着用(努力義務)

自転車安全利用五則 (令和4年11月1日改正)

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

かぶろうね！



のる!
ヘル!
かぶる!

愛知県中村警察署・中村区交通安全協会



愛知県警察のスマートフォンアプリ「アイチポリス」では、防犯ブザー機能や痴漢撃退機能等があるので、ぜひ活用してください。



愛知県警察HP



中村警察署HP